

平成 31 年 (2019 年) 3 月 26 日
長野県健康福祉部食品・生活衛生課 食品衛生係 乳肉・動物衛生係
(課長)吉田徹也 (担当)久保田耕史 橋井真実 柳澤宏太
TEL : 026-235-7155 (直通) 内線 2661 2656 2657
FAX : 026-232-7288
E-mail : shokusei@pref.nagano.lg.jp

「平成 31 年度長野県食品衛生監視指導計画 (案)」に対する 県民の皆様からのご意見募集結果について

「平成31年度長野県食品衛生監視指導計画」の策定にあたりましては、県民の皆様からご意見を募集したところ、合計18件（4通）の貴重なご意見等をいただきました。

お寄せいただいたご意見とこれらに対する長野県の考え方につきましては、案件ごとに検討してまとめ、計画に反映させていただきました。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様には、厚くお礼申し上げます。

1 ご意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成 31 年 (2019 年) 1 月 17 日から平成 31 年 (2019 年) 2 月 15 日まで
- (2) 募集方法
郵送、ファクシミリ、電子メール、ながの電子申請
- (3) 受付数
18 件 (4 通)
- (4) ご意見の内容と県の考え方は別紙「平成 31 年度長野県食品衛生監視指導計画 (案) へのご意見と県の考え方」のとおり
(ご意見の内容が重複したものについては、まとめて回答させていただきました。)

平成31年度長野県食品衛生監視指導計画(案)へのご意見

お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
<p>「しあわせ信州創造プラン2.0」に係る性を明記されたSDGsは、その取り組みの価値を理解する上でたいへん有効と考えます。この指導計画についても県民とのコミュニケーションにおいては、SDGsとの関連性についての情報を付加していただく事を要望します。</p>	<p>食品の安全性確保に関しましては、「しあわせ信州創造プラン2.0～学びと自治の力で拓く新時代～」の重点政策にも位置付けられており、SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」等との関連性を意識した政策となっております。</p> <p>本計画は、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(厚生労働省告示)に基づく計画であるとともに、「しあわせ信州創造プラン2.0」の政策に取り組むための施策を詳細に示した個別計画として位置づけているため、その旨を計画内に記載しました。</p>
<p>長野県は、SDGs(持続可能な開発目標)達成に向け、優れた取り組みを提案する「SDGs未来都市」として選定され、H30年度からの『第2次長野県総合5か年計画(しあわせ信州創造プラン2.0)』においても、SDGsについて記載があります。本計画(案)は、その政策に取り組むための施策を個別計画にして位置づけている、と受け止めますが、県の取り組みとして浸透を図るためにも是非、この計画内でSDGsロゴを活用する等、SDGsをおさえた記述を希望します。</p>	
<p>「本県らしい独自の対策」とありますが、具体的にはどういった部分の対策でしょうか。</p>	<p>本県は自然に恵まれており、以前から野生きのこや野生鳥獣肉(ジビエ)の取扱いが盛んであることから、長野県食品安全・安心条例にもこれらによる健康被害の発生防止や安全性の確保が基本的施策として盛り込まれております。</p> <p>具体的には、本県独自の対策として、野生きのこについては、有毒きのこによる食中毒を防止するため、きのこの知識に精通した者を「きのこ衛生指導員」に委嘱し、野生きのこの鑑別相談等を実施しております。また、ジビエについては、衛生的な処理を行うため、本県独自に「信州ジビエ衛生管理ガイドライン」、「信州ジビエ衛生マニュアル」及び「移動野生鳥獣肉一次処理車取扱要綱」を策定し、監視指導を実施しております。</p>
<p>「HACCP」の意味が分からない人が多いと思うので違う言い方が分かり易い言葉にして欲しい。(専門用語で分かりにくい)</p>	<p>現在、厚生労働省を主体に、国際標準として広く普及している「HACCP」といった略語を用いて、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組を普及・推進しております。</p> <p>「HACCP」の内容につきましては、県民の皆さまの理解が得られるよう、わかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>
<p>国及び都道府県や関係部局との内外の連携体制と情報共有が位置づけられていることは、危機管理上も重要と考えます。県民の安心につながるように、大規模な食中毒の事故や危害が広範囲に及ぶ事件などの緊急事態の発生に際しても状況に応じた人材の投入が可能な危機管理体制・計画があることを明記することを要望します。</p>	<p>大規模食中毒や広域的な違反食品発生時の応援(人材の投入)については、長野県広域食品衛生監視専門班の業務として位置づけしており、「長野県食品安全対策連絡会議」の設置により部局間の連携等を図っております。更に、平成31年4月からは国や都道府県等を構成員とした広域連携協議会が設置されることから、より一層、広域的な食中毒事案等の対策に努めてまいります。</p>

平成31年度長野県食品衛生監視指導計画(案)へのご意見

お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
<p>平成31年度は放射性物質の検査は行わないのですか。</p>	<p>これまでの放射性物質の検査結果及び例年3月に原子力災害対策本部から示される「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、平成31年度は長野県産のミネラルウォーターの検査を計画しています。</p>
<p>豚コレラや鳥インフルエンザ等に対する対策は大丈夫なのでしょうか。</p>	<p>豚や牛などを食肉に処理すると畜場や鶏などを処理する食鳥処理場においては、豚コレラなどの疾病にかかった家畜等が食肉として処理されないことがないよう、個体ごとに全て確認し、異常があったものは食肉として流通することはありません。 なお、豚肉や鶏肉については、食中毒予防の観点から、中心部まで十分に加熱調理することを指導しております。</p>
<p>県内の小規模事業者に対し、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の普及・推進や、加工食品及び添加物の表示について（食品表示法施行の経過措置期間が2020年3月1日まで）等、より丁寧な支援を希望します。また、食品衛生推進員に対する研修も触れられていますが、さらなる遵守・維持されるための指導・助言の強化を希望します。</p>	<p>小規模事業者に対しては、立入検査や講習会の機会を通じて、食品等事業者団体が策定した「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」を活用した導入支援を行うとともに、適正な表示について指導してまいります。 また、食品衛生推進員に対しては、新任者向けの研修や定期的な研修を実施しており、引き続き、知識の向上を含めた資質向上に努めてまいります。</p>
<p>HACCPに沿った衛生管理は有効性の高いものであると考えます。これに関する事業者への指導・助言を行うとともに、県民にその内容と有効性（何故？なんのために？）を伝える広報を期待します。HACCPについて、県民に認知と理解が広がることは、家庭における衛生管理の意識変革につながると同時に、事業者による自主的な衛生管理の普及・推進にも貢献するものと考えます。</p>	<p>ご意見のとおり、HACCPに沿った衛生管理を普及・推進するためには、県民の皆さまの理解も不可欠と考えております。県のホームページやリスクコミュニケーション事業等を通じ、広く情報提供できるよう努めてまいります。 併せて、県民の皆さまには、HACCPの考え方に基づき国が作成した「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」※の普及・推進に努めてまいります。</p> <p>※「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」リーフレット(厚生労働省ホームページ) https://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/dl/point0709.pdf</p>
<p>食品の安全・安心条例の基本指針でも掲げられているように、食品の安全性の確保が、食品事業者に対する監視指導のみにより実現するものではなく、県、事業者、県民（消費者）がそれぞれの役割を果たすことが重要であるという趣旨をこの基本方針の「県民とともに、」の中に明記することを要望します。</p>	<p>長野県食品安心・安全条例では、県、食品関連事業者及び県民の相互理解や協力を基本理念とし、県の責務、食品関連事業者の責務及び県民の役割について規定されております。 本計画の基本方針である「県民と共に進めます」の中に、長野県食品安心・安全条例に基づき実施する旨を記載しました。</p>

平成31年度長野県食品衛生監視指導計画(案)へのご意見

お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
<p>「長野県食品安全・安心条例」に沿って、コミュニケーション機会を充実させる努力が払われていることに敬意を表します。さらにコミュニケーション機会を有効なものとするため、各取り組みの迅速な募集情報の公開や、多くの県民が参加できるような開催地の工夫について、検討を希望します。</p>	<p>リスクコミュニケーション事業におきましては、正確な情報をわかりやすく提供するとともに、相互理解を深められるよう、毎年内容等の見直しを重ねております。また、参加者の募集等につきましては、概ね2か月前に公表するよう努めております。今後も、リスクコミュニケーション事業を通じて、より多くの皆さまに食品の安全性等に関する正確な情報をお伝えし、相互理解が一層深まるよう努めてまいります。</p>
<p>いわゆる健康食品に対する注意喚起や、放射性物質への不安に対する認識（基礎的な理解）、輸入食品や残留農薬に対する不安についても、科学的な裏付けを基にした情報を共有することが「安心」の確保につながると考えます。消費者が様々な情報に惑わされることのないよう、積極的な情報提供を期待します。</p>	<p>リスクコミュニケーション事業におきましては、正確な情報をわかりやすく提供するとともに、相互理解を深められるよう、毎年内容等の見直しを重ねております。今後も、リスクコミュニケーション事業を通じて、より多くの皆さまに食品の安全性等に関する正確な情報をお伝えし、相互理解が一層深まるよう努めてまいります。</p>
<p>県政出前講座は正しい情報を得る貴重な機会となっています。より多くの県民がこの機会を利用できるよう、どういう集まりや人数でできるのか具体例をあげたわかりやすい広報の強化を要望します。</p>	<p>県政出前講座は、様々なテーマに関する最新情報や県の施策について、県職員が伺ってご説明し、皆さまと意見交換を行うものであり、長野県に在住・在勤・在学するおおむね20名以上のグループが対象であり、時間は1～2時間程度等といった内容を県ホームページでご案内させていただいております。食品の安全・衛生対策に関しては、①HACCPによる衛生管理、②食中毒予防、③食品の安全性の考え方、④食品検査等についてご説明しております。</p>
<p>「食品の安全」は消費者にとって欠かせない重要な関心事です。是非、県のくらし安全・消費生活課と連携し、「消費生活サポーター」の皆さんに対しリーフレット配付のみならず、「食品の安全」情報についてメール配信へ情報提供を行うなど、効果的な取り組みを希望します。</p>	<p>「消費生活サポーター」の皆さまには、くらし安全・消費生活課を通じ「食品衛生情報発信事業」に関するリーフレットを配布する等の情報提供をしてきております。今後も、食品の安全性等に関する情報を効果的に提供できるよう連携を図ってまいります。</p>
<p>HACCPに関しては、消費者の理解促進も重要です。消費者に対しても正確な知識を分かり易く伝えるための取り組みを希望します。</p>	<p>ご意見のとおり、HACCPに沿った衛生管理を普及・推進するためには、消費者の皆さまの理解も不可欠と考えております。県のホームページやリスクコミュニケーション事業等を通じ、広く情報提供できるよう努めてまいります。また、消費者の皆さまには、HACCPの考え方に基づき国が作成した「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」※などを活用し、わかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>

平成31年度長野県食品衛生監視指導計画(案)へのご意見

お寄せいただいたご意見等	県の考え方(対応等)
<p>食中毒予防に関しては、消費者自身も家庭内で日常的に注意することが重要と考えます。特にノロウイルスやカンピロバクターによる食中毒は、家庭内でも十分に注意を払う必要があります。消費者自身もフードチェーンの一員であることをふまえた上で「食品の安全の確保が必要」と認識されるよう、これまで以上に丁寧な情報提供とさらなる啓発活動に取り組まれることを希望します。</p>	<p>消費者の皆さまを対象とした食中毒予防に関しましては、県のホームページやリスクコミュニケーション事業等を通じて周知してきております。今後もHACCPの考え方に基づき国が作成した「家庭でできる食中毒予防の6つのポイント」※などを活用し、食品の安全性確保のための丁寧な情報提供に努めてまいります。</p>
<p>本年2月の豚コレラの県内での発生に際しては、いち早く、「不安」の解消につながる情報発信がなされ、不確かな情報・デマなどに惑わされかねない状況に対して有効であったと考えます。その観点での「注意喚起」情報は、「不安」につけこむ商法や詐欺への対抗策（消費者被害の予防策）としても効果的であり、今後に向けてさらに強化されることを要望します。</p>	<p>食中毒等の健康被害の発生するおそれのある事案は勿論、食の安全・安心に係る情報については、引き続き、県民の皆さまへの迅速かつ正確な情報提供に努めてまいります。</p>
<p>有毒きのこ及び有毒植物の誤食防止対策として、野生きのこ相談をより身近なところで（例えば公民館単位で）対応できるよう相談員の人材育成を含めた検討を要望します。</p>	<p>各保健福祉事務所ごとに食品衛生相談窓口を開設し、年間を通して野生きのこの鑑別相談等を行っております。特に野生きのこのシーズンには、野生きのこの知識に精通した「きのこ衛生指導員」による鑑別相談の他、関係機関と連携し、県内各地できのこ中毒防止展示会を開催しております。また、きのこ衛生指導員に対しては、研修会を開催して、野生きのこに関する知識向上に努めております。なお、有毒きのこを誤って食べることによる食中毒の発生件数は、本県におきましては、近年減少傾向にあります。</p>